

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日より、消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税については、その用途を明確化し、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度勝浦町の決算における、充当額については以下のとおりです。

(歳入)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	62,321 千円
(歳出)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費	930,143 千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費】

(単位:千円)

区 分	経 費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国県支出金	その他	内、引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の地方消費税交付金)		
社会福祉	社会福祉費	20,462	0	0	20,462	2,161
	障害福祉費	162,965	108,691	789	53,485	5,650
	老人福祉費	22,596	685	5,275	16,636	1,757
	児童福祉費	236,199	167,892	2,376	65,931	6,964
社会保険	国民健康保険事業	27,342	19,048	0	8,294	876
	後期高齢者医療事業	139,974	24,089	0	115,885	12,241
	介護保険事業	146,410	9,916	0	136,494	14,418
保健衛生	保健衛生費	160,356	1,395	0	158,961	16,791
	健康増進事業費	11,189	0	0	11,189	1,182
	母子衛生費	2,650	0	0	2,650	280
合計	930,143	331,716	8,440	589,987	62,321	

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分しています。